

# バス運行対策費鳥取県補助金交付要綱

## 第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、バス運行対策費鳥取県補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

2 本補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日付国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号、国空環第103号。以下「国庫補助金交付要綱」という。）及び規則に定めるほか、この要綱の定めるところによる。

## 第2章 生活交通路線維持費補助金

### 第1節 総則

(交付目的)

第2条 生活交通路線維持費補助金は、過疎現象等による輸送人員の減少のため地域住民の生活に必要なバス路線の維持が困難となっている現状に鑑み、生活交通路線の確保方策の一環として、生活交通路線として必要なバス路線のうち広域的・幹線的なバス路線の運行の維持等を図るための助成措置を講じ、もって地域住民の福祉を確保することを目的として交付する。

(定義)

第3条 本章において、次に掲げる用語の定義は、次のとおりとする。

- 1 「生活交通路線」とは、国庫補助金交付要綱別表4に定める「補助事業の基準」に適合する運行系統をいう。
- 2 「補助対象期間」とは、国庫補助金交付要綱第5条の「補助対象期間」をいう。

### 第2節 路線維持費補助金

(路線維持費補助金の交付)

第4条 県は、第2条の目的の達成に資するため、別表1の事業の欄に掲げる事業を行う同表の補助対象事業者の欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で路線維持費補助金を交付する。

- 2 各系統の路線維持費補助金の額は、別表1の補助対象系統の欄に掲げる路線の同表の補助額の欄に掲げる額以内とする。
- 3 なお鳥取県産業振興条例（平成23年12月鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施にあたっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第5条 路線維持費補助金の交付申請は、地域づくり推進部長が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第5条の規定に基づく申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。

3 規則第5条第3号に掲げる書類は、次のとおりとする。

(1) 補助対象期間に係る旅客自動車運送事業等報告規則(昭和39年運輸省令第21号)第2条第2項の事業報告書

(2) 様式第2号による補助対象期間に係る運行系統別輸送実績、平均乗車密度算定表(補助対象路線に係るものに限る。)

(3) 国庫補助金交付要綱第11条に基づき国土交通大臣に提出した申請書の写し

(4) 国庫補助金交付要綱第12条第1項に基づき国土交通大臣が交付決定及び額の確定をした額が確認できる書類。

(交付決定の時期等)

第6条 路線維持費補助金の交付決定は、原則として交付申請を受け付けした日から起算して30日以内に行うものとする。

2 路線維持費補助金の交付決定通知及び額の確定通知は、様式第3号によるものとする。

(着手届を要しない場合)

第7条 規則第11条第3号の知事が別に定める場合は、この節に規定する全ての補助事業に着手する場合(規則第11条第1号又は第2号に掲げる場合を除く。)とする。

(実績報告の時期等)

第8条 規則第17条第1項の規定による報告は、第5条第1項の規定に基づく交付申請と同時とする。

2 規則第17条第1項の規定に基づく報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号及び第2号によるものとする。

(補助金の経理等)

第9条 路線維持費補助金の交付を受けた補助対象事業者は、当該補助金に係る経理について、他の経理と明確に区別した帳簿を備え、その収支状況を明らかにしておくものとする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、路線維持費補助金の交付について必要な事項は、地域づくり推進部長が定める。

### 第3節 路線維持費（国庫継続補填分）補助金

（路線維持費（国庫継続補填分）補助金の交付）

第11条 県は、第2条の目的の達成に資するため、別表2の事業の欄に掲げる事業を行う同表の補助対象事業者の欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で路線維持費（国庫継続補填分）補助金を交付する。

2 各系統の路線維持費（国庫継続補填分）補助金の額は、別表2の補助対象系統の欄に掲げる系統の同表の補助対象経費及び補助対象限度額の欄に掲げる額に、同表の補助率の欄に掲げる率を乗じて得た額以下とする。

（交付申請の時期等）

第12条 路線維持費（国庫継続補填分）補助金の交付申請は、地域づくり推進部長が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第5条の規定に基づく申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第4号によるものとする。

（交付決定の時期等）

第13条 路線維持費（国庫継続補填分）補助金の交付決定は、原則として交付申請を受け付けした日から起算して30日以内に行うものとする。

2 路線維持費（国庫継続補填分）補助金の交付決定通知及び額の確定通知は、様式第5号によるものとする。

（着手届を要しない場合）

第14条 規則第11条第3号の知事が別に定める場合は、この節に規定する全ての補助事業に着手する場合（規則第11条第1号又は第2号に掲げる場合を除く。）とする。

（実績報告の時期等）

第15条 規則第17条第1項の規定による報告は、第18条第1項の規定に基づく交付申請と同時とする。

2 規則第17条第1項の規定に基づく報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第4号によるものとする。

（準用）

第16条 第9条及び第10条の規定は、本節の補助について準用する。

### 第4節 路線維持費（補填分）補助金

（路線維持費（補填分）補助金の交付）

第17条 県は、第2条の目的の達成に資するため、別表3の事業の欄に掲げる事業を行う同表の補助対象事業者の欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で路線維持費（補填分）補助金を交付する。

2 各系統の路線維持費（補填分）補助金の額は、別表3の補助対象系統の欄に掲げる系

統の同表の補助対象経費及び補助対象限度額の欄に掲げる額に、同表の補助率の欄に掲げる率を乗じて得た額以下とする。

(交付申請の時期等)

第 18 条 路線維持費（補填分）補助金の交付申請は、地域づくり推進部長が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第 5 条の規定に基づく申請書に添付すべき同条第 1 号及び第 2 号に掲げる書類は、様式第 6 号によるものとする。

(交付決定の時期等)

第 19 条 路線維持費（補填分）補助金の交付決定は、原則として交付申請を受け付けした日から起算して 30 日以内に行うものとする。

2 路線維持費（補填分）補助金の交付決定通知及び額の確定通知は、様式第 7 号によるものとする。

(着手届を要しない場合)

第 20 条 規則第 11 条第 3 号の知事が別に定める場合は、この節に規定する全ての補助事業に着手する場合（規則第 11 条第 1 号又は第 2 号に掲げる場合を除く。）とする。

(実績報告の時期等)

第 21 条 規則第 17 条第 1 項の規定による報告は、第 18 条第 1 項の規定に基づく交付申請と同時とする。

2 規則第 17 条第 1 項の規定に基づく報告書に添付すべき同条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる書類は、様式第 6 号によるものとする。

(準用)

第 22 条 第 9 条及び第 10 条の規定は、本節の補助について準用する。

第 5 節 車両減価償却費及び当該購入に係る金融費用補助金（以下「車両減価償却費等補助金」という。）

(車両減価償却費等補助金の交付)

第 23 条 県は、第 2 条の目的の達成に資するため、別表 4 の事業の欄に掲げる事業を行う同表の補助対象事業者の欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で車両減価償却費等補助金を交付する。

2 車両減価償却費等補助金の対象となる車両は同表の補助対象車両の欄に掲げるものとする。

3 車両減価償却費等補助金の額は、1 両につき同表の補助額の欄に掲げる額以内とする。

(交付申請の時期等)

第 24 条 車両減価償却費等補助金の交付申請は、地域づくり推進部長が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第5条の規定に基づく申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第8号によるものとする。

3 規則第5条第3号に掲げる書類は、次のとおりとする。ただし、第5条の規定に基づき路線維持費補助金の交付申請を行っている場合は、第1号の書類の添付を省略することができる。

(1) 補助対象期間に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の事業報告書

(2) 国庫補助金交付要綱第23条に基づき国土交通大臣に提出した申請書の写し

(3) 国庫補助金交付要綱第24条第1項に基づき国土交通大臣から通知された交付決定及び額の確定通知書の写し

(交付決定の時期等)

第25条 車両減価償却費等補助金の交付決定は、原則として交付申請を受け付けした日から起算して30日以内に行うものとする。

2 車両減価償却費等補助金の交付決定通知は、様式第9号によるものとする。

(着手届を要しない場合)

第26条 規則第11条第3号の知事が別に定める場合は、同条第1号又は第2号に規定する補助事業以外の全ての補助事業に係る場合とする。

(実績報告の時期等)

第27条 規則第17条第1項の規定による報告は、第24条第1項の規定に基づく交付申請と同時とする。

2 規則第17条第1項の規定に基づく報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第8号及び第10号によるものとする。

(補助金の額の確定)

第28条 車両減価償却費等補助金の額の確定通知は、様式第9号によるものとする。

(財産の処分制限)

第29条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間(同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間)とする。

2 規則第25条第2項第4号の財産は、車両減価償却費等補助金により取得した車両とする。

3 規則第25条第2項の承認は、原則として、申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

(準用)

第30条 第9条及び第10条の規定は、本節の補助について準用する。

## 附 則

### (施行期日)

第1条 この要綱は、平成23年9月29日から施行し、平成23年度の補助事業から適用する。

### (平成23年度の補助事業に関する経過措置)

第2条 第3条第1項中「国庫補助金交付要綱別表4に定める「補助事業の基準」とあるのは、平成23年度に限り「国庫補助金交付要綱別表10に定める「補助事業の基準」と読み替えるものとする。

第3条 第5条第2項中「様式第1号」とあるのは、平成23年度に限り「様式第11号」と読み替えるものとする。

第4条 別表1の補助対象経費の欄中「国庫補助金交付要綱第12条に基づき交付決定及び額の確定をされた補助金の額」とあるのは、平成23年度に限り、「国庫補助金交付要綱第12条に基づき交付決定及び額の確定をされた補助金の額(国庫補助金交付要綱附則第10条の規定により加算された額を含む。）」と読み替えるものとする。

### (新型コロナウイルス感染症に関する特例)

第5条 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症の影響により補助対象事業の収支が著しく悪化すると知事が認めるときは、次条から附則第8条までに定めるところによる。

### (交付申請の時期等に関する特例)

第6条 第5条第3項及び第24条第3項の規定は、前条に規定する場合には適用しない。

### (交付決定の時期等に関する特例)

第7条 第6条第2項、第13条第2項、第19条第2項及び第25条第2項の規定にかかわらず、交付決定通知及び額の確定通知は、それぞれ、附則様式第1号から附則様式第4号までに定める様式によるものとする。

### (実績報告の時期等に関する特例)

第8条 第8条第1項、第15条第1項及び第21条第1項の規定にかかわらず、附則第5条に規定する場合における規則第17条第1項の規定による報告は、規則第12条第1項の規定による変更申請と同時とする。

### (令和2年度の国3次補正予算に関する特例)

第9条 令和2年度の国3次補正予算に伴う補助金について、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 令和2年度に第4条、第11条及び第17条に基づき交付する補助金の算定に当たっては、地域間幹線系統確保維持費国庫補助金(新型コロナウイルス感染症の影響による地域間幹線系統確保維持費国庫補助金に係る補助対象事業の基準の特例によるもの。次

号において「国3次補正補助金」という。)は、別表1、別表2及び別表3の4欄の「国庫補助金交付要綱第12条に基づき交付決定及び額の確定をされた補助金の額」に含まないものとする。

(2) 令和3年度に第17条に基づき交付する補助金については、別表3に基づき算定した額から、令和2年度に国庫補助金交付要綱第12条に基づき交付決定及び額の確定をされた系統に対し交付された第17条による県補助金及び県内市町村補助金を総額とする県負担割合を国3次補正補助金相当額に乗じて算出した額を控除して交付するものとする。この場合において、控除しきれない額がある場合には、第11条に基づき交付する補助金及び第4条に基づき交付する補助金から順次控除して交付するものとする。

(令和3年度の国補正予算に関する特例)

第10条 令和3年度の国補正予算に伴う補助金について、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 令和3年度に第4条、第11条及び第17条に基づき交付する補助金の算定に当たっては、地域間幹線系統確保維持費国庫補助金(新型コロナウイルス感染症の影響による地域間幹線系統確保維持費国庫補助金に係る補助対象事業の基準の特例によるもの。次号において「国補正補助金」という。)は、別表1、別表2及び別表3の4欄の「国庫補助金交付要綱第12条に基づき交付決定及び額の確定をされた補助金の額」に含まないものとする。

(2) 令和4年度に第17条に基づき交付する補助金については、別表3に基づき算定した額から、令和3年度に国庫補助金交付要綱第12条に基づき交付決定及び額の確定をされた系統に対し交付された第17条による県補助金及び県内市町村補助金を総額とする県負担割合を国補正補助金相当額に乗じて算出した額を控除して交付するものとする。この場合において、控除しきれない額がある場合には、第11条に基づき交付する補助金及び第4条に基づき交付する補助金から順次控除して交付するものとする。

(令和4年度の国2次補正予算に関する特例)

第11条 令和4年度の国2次補正予算に伴う補助金について、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 令和4年度に第4条、第11条及び第17条に基づき交付する補助金の算定に当たっては、地域間幹線系統確保維持費国庫補助金(新型コロナウイルス感染症の影響による地域間幹線系統確保維持費国庫補助金に係る補助対象事業の基準の特例によるもの。次号において「国補正補助金」という。)は、別表1、別表2及び別表3の4欄の「国庫補助金交付要綱第12条に基づき交付決定及び額の確定をされた補助金の額」に含まないものとする。

(2) 令和5年度に第17条に基づき交付する補助金については、別表3に基づき算定した額から、令和4年度に国庫補助金交付要綱第12条に基づき交付決定及び額の確定をされた系統に対し交付された第17条による県補助金及び県内市町村補助金を総額とする県負担割合を国補正補助金相当額に乗じて算出した額を控除して交付するものとする。この場合において、控除しきれない額がある場合には、第11条に基づき交付する補助金及び第4条に基づき交付する補助金から順次控除して交付するものとする。

附 則

この要綱は、平成 24 年 11 月 20 日から施行し、平成 24 年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 11 月 20 日から施行し、平成 25 年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 3 月 26 日から施行し、平成 25 年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 3 月 25 日から施行し、平成 26 年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 10 月 9 日から施行し、平成 27 年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 3 月 1 日から施行し、平成 29 年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 3 月 23 日から施行し、令和元年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 9 月 16 日から施行し、令和 2 年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 3 月 22 日から施行し、令和 2 年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 2 月 24 日から施行し、令和 3 年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 3 月 7 日から施行し、令和 4 年度の補助事業から適用する。



別表 1 (第 4 条関係)

## 路線維持費補助金関係

欄	区 分	規 定
1	事 業	路線維持事業
2	補助対象事業者	国庫補助金交付要綱第 4 条第 1 項に定める者
3	補助対象系統	生活交通路線であって、国庫補助金交付要綱第 12 条に基づき交付決定及び額の確定をされた系統
4	補助額	国庫補助金交付要綱第 12 条に基づき交付決定及び額の確定をされた補助金の額と同額 ただし、補助事業者の実績額が内定額を上回る場合は減額する

別表 2 (第 11 条関係)

## 路線維持費 (国庫継続補填分) 補助金関係

欄	区 分	規 定
1	事 業	路線維持 (国庫継続補填分) 事業
2	補助対象事業者	別表 1 の補助対象事業者の欄に掲げる者
3	補助対象系統	別表 1 の補助対象系統の欄に掲げる系統
4	補助対象経費及び補助対象限度額	<p>1 計画平均乗車密度 5 人以上の系統 補助対象経常費用の見込額の 20 分の 9 に相当する額又は補助対象経常費用の見込額と経常収益の見込額の差額のいずれか低い額 (千円未満切捨て) から国庫補助金交付要綱第 12 条に基づき交付決定及び額の確定をされた補助金の額と第 4 条に基づき交付される路線維持費補助金の和を除いた額。</p> <p>2 計画平均乗車密度 5 人未満の系統 補助対象経常費用の見込額の 20 分の 9 に相当する額又は補助対象経常費用の見込額と経常収益の見込額の差額のいずれか低い額について、当該運行系統の輸送量を 5 人で除した数値 (端数切捨て) を運行回数とみなした場合の当該運行回数分に相当する額 (千円未満切り捨て) を算出し、その額から国庫補助金交付要綱第 12 条に基づき交付決定及び額の確定をされた補助金の額と第 4 条に基づき交付される路線維持費補助金の和を除いた額。</p>
5	補 助 率	1 / 2

(備考)

- 「補助対象経常費用」とは、「地域キロ当たり標準経常費用」と「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用」とを比較し、いずれか少ない方の額に補助対象路線の補助対象期間における計画実車走行キロを乗じて得た額をいう。
- 「地域キロ当たり標準経常費用」とは、乗合バス事業の運賃原価算定基準により算定された基準年度を含む過去 3 年間における乗合バス事業の標準原価に基づき算出される鳥取、島根、岡山の民間乗合バス事業者の実車走行キロ 1 キロメートル当たりの標準経常費用 (国庫補助金交付要綱第 2 編第 1 章第 3 節に係る経常費用を除く。) を平均して得られた額をいい、補助ブロック区分は「東中国」とする。
- 「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用」とは、補助対象事業者の基準期間を含む過去 3 年間における乗合バス事業の経常費用を基準期間における実車走行キロの実績値で除した 1 キロメートル当たりの経常費用を平均して得られた額をいう。(国庫補助金交付要綱第 2 編第 1 章第 3 節に係る経常費用を除く。)
- 「輸送量」とは、次式によって算出された数値をいう。  
計画平均乗車密度×計画運行回数
- 「基準期間」とは、補助対象期間 (10 月 1 日～翌 9 月末日) の前々補助対象期間をいう。
- 「基準年度」とは、補助金の交付を受けようとする会計年度 (4 月 1 日～翌 3 月末日) の前々々会計年度をいう。
- 過去 3 年間とは、基準期間又は基準年度を最終年度とする連続した過去 3 年間をいう。

別表 3 (第 17 条関係)

## 路線維持費 (補填分) 補助金関係

欄	区 分	規 定
1	事 業	路線維持 (補填分) 事業
2	補助対象事業者	別表 1 の補助対象事業者の欄に掲げる者
3	補助対象系統	別表 1 の補助対象系統の欄に掲げる系統のうち、別表 2 の備考に基づき算出される国庫補助金の額 (計画平均乗車密度 5 人以上の系統においては補助対象経常費用の見込額の 20 分の 9 に相当する額又は補助対象経常費用の見込額と経常収益の差額のいずれか低い額 (千円未満切捨て) の 1/2 の額。計画平均乗車密度 5 人未満の系統においては補助対象経常費用の見込額の 20 分の 9 に相当する額又は補助対象経常費用の見込額と経常収益の差額のいずれか低い額について、当該運行系統の輸送量を 5 人で除した数値 (端数切捨て) を運行回数とみなした場合の当該運行回数分に相当する額 (千円未満切捨て) の 1/2 の額) と、4 条に基づき交付される路線維持費補助金の額及び別表 2 に基づき算出される路線維持費 (国庫継続補填) 補助金の和が、補助対象経常費用の 2 分の 1 に満たない系統であって、市町村が次欄の補助対象経費の 2 分の 1 に相当する額以上を補助し、かつ第 5 条の交付申請を行う系統
4	補助対象経費及び補助対象限度額	<p>1 平均乗車密度が 3 人以上の系統 補助対象経常費用の 2 分の 1 に相当する額又は補助対象経常費用と経常収益の差額のいずれか低い額から別表 2 の備考に基づき算出される国庫補助金の額 (計画平均乗車密度 5 人以上の系統においては補助対象経常費用の見込額の 20 分の 9 に相当する額又は補助対象経常費用の見込額と経常収益の差額のいずれか低い額 (千円未満切捨て) の 1/2 の額。計画平均乗車密度 5 人未満の系統においては補助対象経常費用の見込額の 20 分の 9 に相当する額又は補助対象経常費用の見込額と経常収益の差額のいずれか低い額について、当該運行系統の輸送量を 5 人で除した数値 (端数切捨て) を運行回数とみなした場合の当該運行回数分に相当する額 (千円未満切捨て) の 1/2 の額) と、第 4 条に基づき交付される路線維持費補助金の額及び別表 2 に基づき算出される路線維持費 (国庫継続補填) 補助金の和を除いた額</p> <p>2 平均乗車密度が 3 人未満の系統 補助対象経常費用の 2 分の 1 に相当する額又は補助対象経常費用と経常収益の差額のいずれか低い額について、当該運行系統の輸送量を 3 人で除した数値 (端数切捨て) を運行回数とみなした場合の当該運行回数分に相当する額を算出し、その額から別表 2 の備考に基づき算出される国庫補助金の額 (計画平均乗車密度 5 人以上の系統においては補助対象経常費用の見込額の 20 分の 9 に相当する額又は補助対象経常費用の見込額と経常収益の差額のいずれか低い額 (千円未満切捨て) の 1/2 の額。計画平均乗車密度 5 人未満の系統においては補助対象経常費用の見込額の 20 分の 9 に相当する額又は補助対象経常費用の見込</p>

		<p>額と経常収益の差額のいずれか低い額について、当該運行系統の輸送量を5人で除した数値（端数切捨て）を運行回数とみなした場合の当該運行回数分に相当する額（千円未満切捨て）の1/2の額）と、第4条に基づき交付される路線維持費補助金の額及び別表2に基づき算出される路線維持費（国庫継続補填）補助金の和を除いた額。ただし、平均乗車密度が2人未満の路線のうち、路線の再編による合理化が困難であり、かつ、次に掲げる要件の全てに該当すると認められる路線（以下「特認路線」という。）については、当該運行系統の輸送量を2人で除した数値（端数切捨て）を運行回数とみなした場合の当該運行回数分に相当する額から国庫補助金交付要綱第12条に基づき交付決定及び額の確定をされた補助金の額と、第4条に基づき交付される路線維持費補助金の額及び別表2に基づき算出される路線維持費（国庫継続補填）補助金補助対象経費の和を除いた額</p> <p>ア 病院、学校、商業施設等の需要に対応する、地域の生活において必要な系統であること。</p> <p>イ 当該系統の性質上、機能上、及び利用実態上、当該系統の起終点を結ぶ形態を維持する必要性が高いこと。</p> <p>ウ 当該系統の運行経路が、他のバス系統又は鉄道の運行経路と重複する区間の合計がおおむね2分の1未満であること。</p>
5	補助率	1/2

(備考)

- 「補助対象経常費用」とは、「地域キロ当たり標準経常費用」と「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用」とを比較し、いずれか少ない方の額に補助対象路線の補助対象期間における実車走行キロを乗じて得た額をいう。
- 「地域キロ当たり標準経常費用」とは、乗合バス事業の運賃原価算定基準により算定された補助金の交付を受けようとする会計年度の前年度における乗合バス事業の標準原価に基づき算出される鳥取、島根、岡山の民営乗合バス事業者の実車走行キロ1キロメートル当たりの標準経常費用（国庫補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く。）を基礎として、次式により計算して得られた額をいい、補助ブロック区分は「東中国」とする。

補助金の交付を受けようとする会計年度の前年度における「地域実績キロ当たり標準経常費用」×

$$1 + \left( \frac{\text{地域の過去3年間の平均増減率}}{2} \right)$$

- 「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用」とは、補助対象事業者の補助対象期間における乗合バス事業の経常費用（国庫補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く）を補助対象期間における実車走行キロの実績値で除した1キロメートル当たりの経常費用をいう。
- 「輸送量」とは、次式によって算出された数値をいう。  
平均乗車密度×運行回数
- 過去3年間とは、補助金の交付を受けようとする会計年度の前年度を最終年度とする連続した過去3年間をいう。

別表 4 (第 23 条関係)

## 車両減価償却費等補助金関係

欄	区 分	規 定
1	事 業	車両減価償却費及び当該購入に係る金融費用
2	補助対象事業者	別表 1 の補助対象事業者の欄に掲げる者
3	補助対象車両	国庫補助金交付要綱第 24 条に基づき交付決定及び額の確定をされた車両
4	補助額	国庫補助金交付要綱第 24 条に基づき交付決定及び額の確定をされた補助金の額と同額